

外郭団体の指定について

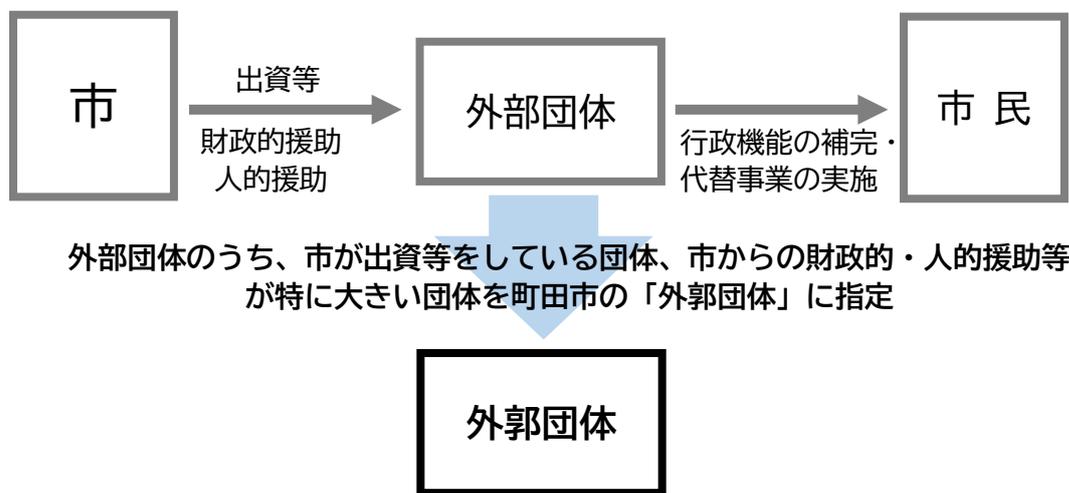
1 目的

町田市では、多様化・高度化する市民ニーズに対し、効果的・効率的に行政サービスを提供するために、公益的な事業を担う外部団体に対して、財政的援助や人的援助を行い、団体と共に施策の推進に努めています。

これらの外部団体は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っており、団体の経営が健全に行われている場合には、地域における福祉を増進させ、経済効果へも寄与します。一方で、経営が著しく悪化し、債務超過や貸付金の償還が滞るなどの状態に陥った場合には、住民の暮らしを支える事業や市の財政に深刻な影響を及ぼす可能性も有しています。

また、外部団体に対して援助を行うことについて、市は説明責任を果たすことが求められます。

これらのことから、町田市では、「①行政補完機能の確保」「②財政的リスクの監視」「③説明責任の向上」を目的に、外部団体のうち、市が出資又は出えんをしている団体及び市からの財政的援助や人的援助が特に大きい団体を、市の「外郭団体」に指定し、市の援助状況の公表や団体の運営に対する指導監督等を行っています。



■外郭団体を指定する目的

① 行政補完機能の確保	団体が担う行政機能の補完・代替事業が適切に行われているか、事業実施状況を確認及び指導監督するため。また、団体が担う行政機能の補完・代替事業に影響が生じないように団体の経営状況を確認及び指導監督するため。
② 財政的リスクの監視	市の財政に深刻な影響を及ぼすことがないよう、団体の経営状況を確認及び指導監督するため。
③ 説明責任の向上	市からの特別な財政的援助や人的援助について、市民へ説明責任を果たすため。

2 外郭団体の定義

多くの自治体では、一定の関係性を有する外部団体を「外郭団体」に指定しています。この場合、どのような関係性を有する外部団体が「外郭団体」に該当するかという要件は法律等で定まっているものではなく、自治体によって様々です。

町田市における外郭団体の定義は「町田市外郭団体監理委員会条例」に定められています。

■ 町田市外郭団体監理委員会条例

第2条 この条例において「外郭団体」とは、次の各号のいずれかに該当する団体として市長が指定するものをいう。

- (1) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、または出えんしている法人であって、市の出資又は出えんの割合が4分の1以上のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が財政的援助及び人的援助を行うことにより多大な影響を及ぼしているものとして町田市規則で定めるもの

このうち(2)に規定する「市が財政的援助及び人的援助を行うことにより多大な影響を及ぼしているもの」については、概ね次の要件により判断します。

主に市内で活動する法人で、以下のいずれかに該当するもの。

- ① 市が過去3年度にわたり500万円以上かつ当該団体の事業規模（収入合計）の2分の1以上の補助金等^{※1※2}を交付しているもの
- ② 市が500万円以上の運営資金の貸付け^{※2}を行っているもの
- ③ 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上の債務を負担しているもの
- ④ 役員^{※3}に市職員が就任しているもの
- ⑤ 『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣しているもの
- ⑥ その他の財政的又は人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの

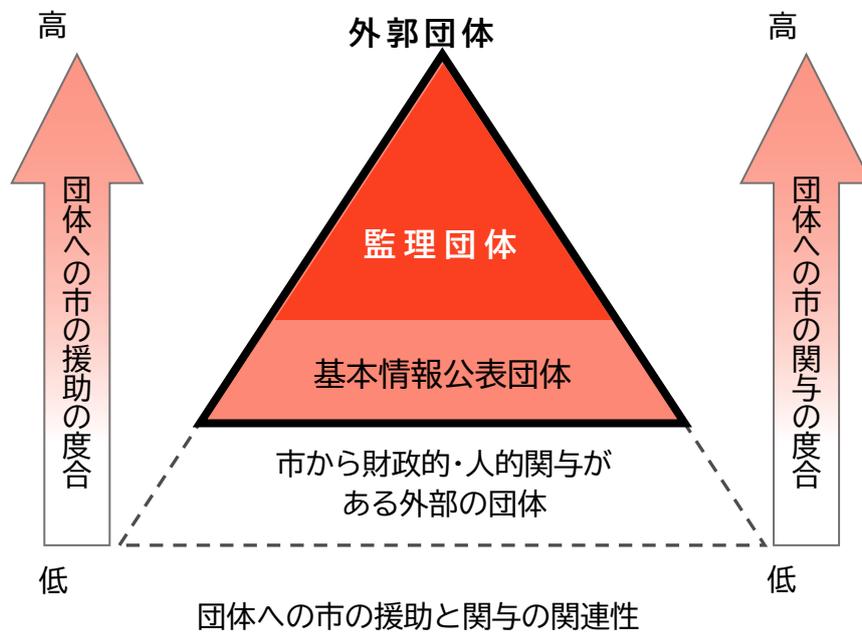
※1 「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、利子補給を指します。

※2 交付又は貸付けの対象が当該法人のみである場合に限りします。

※3 「役員」とは、理事又は取締役、監事又は監査役を指します。

3 指導監督区分

町田市では、外郭団体を市からの財政的援助や人的援助の度合いにより、「監理団体」と「基本情報公表団体」に区分し、区分に応じた関与を行っています。



(1) 監理団体

監理団体は、市の援助の状況等の公表に加え、運営に対する指導監督を行う外郭団体です。

外部の団体である「外郭団体」に対して市が指導監督を行うためにはその根拠が必要となるため、地方自治法第221条第3項に該当し、市が収支実績・見込みの報告、予算の執行状況に関する実地調査及び必要な措置を講ずることを求めることができる団体であること、人的援助に関しては、市職員が外郭団体の経営状況を確認し、指導監督できる（団体運営に関与可能な）役員に就任している団体であることを該当要件としています。

監理団体の該当要件は、「町田市外郭団体の指定及び運営に係る指導監督に関する事務取扱要綱」に定められています。

【監理団体の該当要件】

- ① 市が資本金等の2分の1以上の出資等をしているもの
- ② 市が資本金等の2分の1に相当する額以上の額の債務を負担しているもの
- ③ 市職員が理事又は取締役等に就任しているもの
- ④ 市による財政的援助及び人的援助の状況の公表並びに運営に係る指導監督を行う必要があると市長が認めるもの

(2) 基本情報公表団体

基本情報公表団体は、監理団体以外の外郭団体です。基本情報公表団体については、市が団体に対して行う財政的援助や人的援助に関して、説明責任を果たすため、その援助の状況を公表します。

4 外郭団体一覧

市が指定する外郭団体は以下の16団体です。

該当要件	団体名	区分
市が資本金等の2分の1以上の出資等をしているもの	①一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター ②一般財団法人 町田市文化・国際交流財団 ③一般財団法人 まちだエコライフ推進公社 ④一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス ⑤株式会社 町田新産業創造センター ⑥一般社団法人 町田市観光コンベンション協会 ⑦株式会社 町田まちづくり公社 ⑧一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ ⑨町田市土地開発公社	監理団体
市職員が理事・取締役等に就任しているもの	⑩社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	
市が資本金等の4分の1以上の出資等をしているもの	⑪エルム・スリー管理 株式会社 ⑫株式会社 町田センタービル	基本情報公表団体
市が過去3年度にわたり500万円以上かつ当該団体の事業規模の2分の1以上の補助金等を交付しているもの	⑬一般財団法人 町田市スポーツ協会	
市が500万円以上の団体等の運営資金の貸付を行っているもの	⑭社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	
市職員が役員※に就任しているもの (※監事・監査役など)	⑮一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク ⑯公益社団法人 町田市シルバー人材センター	